

社会資本整備審議会建築分科会第28回官公庁施設部会  
及び第12回事業評価小委員会

令和3年8月4日

【司会】 それでは、お待たせいたしました。定刻を少し過ぎましたが、社会資本整備審議会建築分科会第28回官公庁施設部会及び第12回事業評価小委員会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。今回は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から合同開催とさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、発言者の音声を明瞭にするためにカメラをオン、マイクをオフにしてください、御発言いただく間に限りマイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。画面上、カメラとマイクのアイコンにスラッシュが入っているとオフになっております。また、傍聴している報道関係の皆様におかれましては、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常にオフにした状態で傍聴をお願いいたします。

なお、本日事務局から報告いたします2つの報告事項のうち、平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」に関する報告については、その情報を公にすると公共の利益を害するおそれのある内容が含まれているため、当該報告に係る議事録、資料については非公開とさせていただきます。報道関係の皆様におかれましては、平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」に関する報告に係る部分については、傍聴を御遠慮させていただきますので、一旦ウェブ会議から御退出いただきますようお願いいたします。

官公庁施設部会については社会資本整備審議会令の規定により、事業評価小委員会については事業評価小委員会の運営についての規定により、定足数は3分の1以上となっているところです。本日は、部会及び小委員会とも定足数を満たし成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、〇〇委員におかれましては、所用により11時頃途中退席する予定でございます。〇〇委員が退席されましても、定足数を満たし、部会及び小委員会と

も成立しますことを御報告申し上げます。

本日の資料につきましては、事前にお配りした資料を御覧ください。委員の皆様におかれましては、配付資料一覧を御覧いただき、資料の御確認をお願いいたします。なお、資料6の平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」に関する報告については、画面共有にて資料を共有させていただきます。欠落等ございましたら、マイクをオンにいただき、事務局までお申出ください。よろしいでしょうか。

次に、部会の委員でございますが、藤田委員、佐藤委員、前委員が退任されました。また、従前からの委員である大森委員と新たに本部会の専門委員となった加藤委員、坂井委員におかれましては、社会資本整備審議会令の規定により指名されております。また、官公庁施設部会運営規則の規定により、本小委員会の委員として指名されておりますので、御報告させていただきます。また、小委員会の委員につきましては、資料2のとおり指名されておりますので、御報告させていただきます。

【司会】 開会に当たり、官庁営繕部長より一言御挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は御多忙のところ社会資本整備審議会建築分科会第28回官公庁施設部会及び第12回事業評価小委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から官庁営繕事業の遂行に当たりまして、御指導、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の議事でございます「官庁営繕事業の新規事業採択時評価」につきましては、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたところです。本日は、事業評価小委員会との合同開催にて御審議をお願い申し上げます。御審議に当たり、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

官庁営繕の最近の取組といたしまして、平成29年1月の社会資本整備審議会答申、「官公庁施設整備における発注者の在り方について」を受けた取組として、「公共建築工事の発注者の役割」解説書の改定や「災害に強い官公庁施設ガイドライン」の作成、公表をしております。

また、週休2日促進工事を新築工事での原則発注者指定とするといった取組や、生産性向上技術の活用として設計から維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行などの取組を進めております。さらに、脱炭素社会の実現に資する取組としてZEBの実現に取り組むとともに、官庁施設の木造化、木質化をより一層進めてまいります。

これらにつきましては、後ほど御報告させていただきますが、官庁営繕部において引き続き迅速に対処してまいりたい所存でございます。

委員の先生方におかれましては、官庁営繕事業の遂行に御指導、御支援を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

**【司会】** ありがとうございます。

また、本日の議事録につきましては、先ほども触れましたとおり、平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」に関する報告に係る部分は非公開とさせていただきますので、御了承ください。

部会長は、社会資本整備審議会令の規定により、委員の互選により大森委員が部会長に選任されております。小委員会の委員長は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく大森委員が委員長に指名されております。また、部会長代理は、社会資本整備審議会令の規定により野口委員が部会長代理に指名されております。小委員会の委員長代理は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく野口委員が委員長代理に指名されております。

以後の議事進行は部会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【部会長】** おはようございます。お暑い中、また御多忙の中、ありがとうございます。

それでは、早速審議を進めたいと思っております。

資料3のとおり、ただいま部長からもありましたが、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があつて、建築分科会の官公庁施設部会に付託されております。この件につきまして、本部会及び小委員会にて調査審議の上、意見を決定したいと思っております。

早速ですが、第1の議題、「官庁営繕事業の新規事業採択時評価」について、事務局のほうから御説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

**【国土交通省】** 資料4につきましては、官庁営繕事業の評価結果について公表する資料で、国土交通省共通の様式で整理しております。本日の説明につきましては、資料4ではなく、各案件について詳しく記載しております資料4の参考1から参考5までを用いて説明させていただきます。

個別事業の説明に先立ちまして、官庁営繕事業の事業評価制度の概要について御説明させていただきます。

資料4参考1を御覧ください。

まず、1ページ目です。行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、国土交通省では個別事業ごとに評価を行うこととしており、実施要領細目において、官庁営繕事業に

については官庁営繕費による新営事業を対象とすることとしております。

次に、2 ページ目です。

事業評価におきましては、ここにありますとおり、新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価という3種類がございますが、本日御審議いただくのは一番上の新規事業採択時評価になります。事業費を予算化しようとする事業についての評価を実施しており、今回3件が対象となります。

続きまして、3 ページ目です。

官庁営繕の事業評価では、①事業計画の必要性、②事業計画の合理性、③事業計画の効果の3つの視点で評価しています。それぞれについて、採択の要件である100点または100点以上を満足することが必要になります。

視点の1つ目、①事業計画の必要性の評価です。現在入居している建物に問題が多いほど評点が高くなるという評価手法を採用しておりまして、老朽、狭あいの度合いなど、全部で9項目について評価します。これらの項目を点数評価して、100点以上になることを確認しております。

続いて、視点の2つ目、②事業計画の合理性の評価です。採択しようとする建て替え案と同等の性能が得られる代替案として、例えば代替案Aのように、既存庁舎の改修プラス増築する案や、代替案Bのように、民間ビルの借上げといった案と採択しようとする案との費用をライフサイクルコストで比較します。その結果、採択しようとする案のほうが安い場合に、採択しようとする案が最も合理性があるとして、100点を付与することとしております。なお、採択しようとする案と同等の性能が確保できる代替案がない場合も、採用しようとする案の合理性があるとして、100点を付与することとしております。

続いて、視点の3つ目、③事業計画の効果についてですが、この評価はB1の基本機能とB2の付加機能に分かれています。B1は、敷地や建物の位置、規模、構造の観点から業務を行うために必要な基本機能が満たされているかについて採点し、100点以上であることを確認します。B2は、評点による評価ではありませんが、自然エネルギーの利用やユニバーサルデザインなど、国の施策に基づく付加機能について評価を行っています。一般の建築物の性能水準に比して施策に基づき付加される機能を評価することとしており、確保する性能の水準を確認した上、計画内容から効果の発揮が期待できることを確認することとしております。

続いて参考2がございますが、こちらは、説明は割愛させていただきます。参考1で御

説明した事業評価の概要に関する詳細なルールについての通達となっております。

以上が、事業評価制度の概要説明となります。

**【部会長】** それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いしたいのですが、注意事項を確認させてください。今回ウェブ会議ですので、御意見、御質問したい方は、手を挙げるのアイコンをクリックしていただきますようお願いいたします。その後、私から指名させていただきますので、マイクをオンにして発言をお願いします。それから、指名されました委員の方は、発言の趣旨が分かるように該当する資料のページ数や該当箇所を述べていただいた上で御発言していただけるとありがたいと存じます。それから、指名されましたら、手を下げるのアイコンをクリックしていただき、手を下げていただきますようお願いいたします。以後、質疑応答につきましては、同様の手順にて行いたいと思います。

ただいまの御質問に関する質疑、質問等ございましたらどうぞお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、個々の事業につきまして御説明をお願いします。

最初に、広島県地方合同庁舎防災棟の新規事業採択時評価につきまして、説明をお願いします。

**【国土交通省】** 御説明に先立ちまして、御審議いただく事業の選定経緯について御説明いたします。

官庁営繕では、全国約4,000の官庁施設の整備を担当しておりまして、特に緊急性の高い防災・減災や老朽化対策に優先的に取り組んでおります。その際、改修を原則とし、改修では対応できないものに限り更新することとしております。そのような更新が必要な施設のうち、特に緊急性が高く、敷地の確保など事業実施の準備が整ったものが、今回御審議いただく3件でございます。

それでは、まず1件目、広島県地方合同庁舎防災棟について御説明いたします。

参考3の資料を御覧ください。

まず、1ページ目の計画概要を御覧ください。

本事業は、広島市において、右下の地図に赤丸で示している国の6つの施設を集約し、青で示された既存の合同庁舎の敷地の一部に新たに庁舎を整備するものです。

2ページ目、新庁舎の概要を御覧ください。

計画施設は地上8階、地下1階、延べ面積約1万6,900平方メートルです。総事業費、

事業期間は、記載のとおりです。

3 ページ目、敷地の北西側の上空からの航空写真でございます。

4 ページ目と 5 ページ目につきましては、現庁舎の概要です。

2 番目と 3 番目の官署につきましては、民間ビルに入居しております。

そして、6 ページ目及び 7 ページ目につきましては、入居官署の業務概要となっております。

8 ページ目に参りまして、これ以降が、事業計画の必要性の評点についての御説明となります。

まず、中国総合通信局につきましては、計画理由のうち、⑦の防災機能に係る施設の不備を主要素とし、従要素を加算して 1 2 2 点としております。

次のページで、2 の中国四国厚生局健康福祉部等と、3 の広島労働局職業安定部につきましては、ともに主要素を借用返還としまして、従要素を加算して 9 4 点としております。

4、中国地方整備局建政部につきましては、主要素を防災機能に係る施設の不備として、従要素を加算して 1 2 4 点としております。

中国地方整備局道路部の一部につきましても、主要素を総合防災機能に係る施設の不備として、従要素を加算して 1 1 8 点としております。

続きまして、広島東税務署につきましては、主要素を老朽として、従要素を加算して 9 0 点としております。

1 2 ページを御覧ください。

各官署の評点の面積加重平均を算出した結果 1 0 4 . 7 点、これに特定国有財産整備計画と合同庁舎計画の加算点をそれぞれ 1 0 点加え 1 2 4 点となり、1 0 0 点以上となっております。

1 3 ページ目と 1 4 ページは、現庁舎の老朽の状況でございます。

1 5 ページ目に参りまして、ここからは現庁舎の狭あいの状況となっております。

1 6 ページ目の上段、引き続き現庁舎の狭あいの状況です。

借用返還につきましては、中国四国厚生局健康福祉部等、広島労働局職業安定部ともに、年間およそ 4, 0 0 0 万円の賃料を支払っております。

1 7 ページ目は分散の状況でございます。

中国四国厚生局、広島労働局、中国地方整備局のいずれにつきましても、0. 3 キロから 0. 7 キロ離れた場所に部署が分散しておりまして、これに頻繁な行き来があり、業務の支

障となっております。

18ページ目は、地域連携の項目で加点した内容でございます。

地域防災の貢献として、災害時の一時避難場所としての機能や浸水時緊急退避施設としての機能を確保する予定です。

なお、これらの施設の整備につきましては、広島市から要望書をいただいているところでございます。

19ページ目は、防災機能に係る施設の不備についてでございます。

まず、中国総合通信局と中国地方整備局道路部の一部につきましては、水害時の想定浸水深が3から5メートルのエリアに立地しておりまして、2階建ての庁舎であることから、全フロアが浸水して、災害応急対策活動に支障を来すおそれがあるというところ です。

また、中国地方整備局建政部につきましては、構造体の耐震安全性の目標評価値1.5に対して1.22ということで、耐震安全性が不足しております。

続きまして、20ページ目を御覧ください。

中国四国厚生局健康福祉部等、広島労働局職業安定部につきましては、災害応急対策活動に必要な電力等を確保するための設備機能が不足しております。

また、施設の不備として、中国総合通信局ではエレベーターが未整備であることから、評点を加算しております。

必要性についての説明は以上でございます。

次に、21ページ目は事業計画の合理性についてでございます。

まず、代替案の設定について御説明します。

右下の小さい※印のところを御覧ください。各官署について、建て替え、増築、賃借の経済比較等を行った結果、全て建て替えが最も有利な結果となりました。建て替え方法につきましては、既存の敷地があるものは現地建て替えするという設定といたしました。ただし、分散の問題がある整備局と、民間ビル賃借の厚生局、労働局につきましては、分散解消可能な合同庁舎の敷地に合同で移転建て替えということとしました。結果としまして、総合通信局と広島東税務署は現地で建て替え、その他の4官署については、事業案と同じ敷地に合同で建て替えるというパターンの代替案としました。その結果、事業案の総費用約125億円、代替案は約154億円となりました。事業案のほうが経済的であると評価されることから、評点を100点としております。

続きまして、22ページ目は、事業計画の効果についての評点でございます。

位置の①国として用地を保有している点、③施設へのアクセスは良好である点を1.1として評価しております。また、規模の②の敷地の規模につきましては、もともと駐車場であるところを計画敷地としておりますけれども、整備後においても必要な駐車台数が確保可能であるということから、その旨を評価の根拠として記載しております。効果の評点につきましては、121点となり、100点以上となっております。

23ページ目は、施策に基づく付加機能でございます。

それぞれ確保する性能の水準と主な計画内容、それにより期待できる効果を一覧で示したものとなっております。

最後、24ページ目はまとめでございます。

事業計画の必要性、合理性、効果ともに100点以上であり、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

説明は以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問ございましたらお願いします。

**【委員】** 説明ありがとうございます。この事業や採点方法に異論はないのですが、気になることを指摘します。御説明いただいた資料の2ページ、もしくは3ページの写真を見ると、この地域で合同庁舎等をつくる場所としては、適切かと思えます。しかし、限られた敷地の中に建てるということで、取りあえず真ん中に建設するように見えていますが、これでよろしいのでしょうか。敷地全体としては、例えば、ここは超高層でも建てて、全体を建て替えるときの余地を残しておくべきではないかなど、敷地内の計画が不安になるような絵になっているのが気になりました。

ここに認められたのちに、細かく検討はされるのでしようけれど、この地方合同庁舎の敷地全体の計画があるのかないのか。ある場合でも、この示された場所が適切なのか、ここで言うと小さな規模のものを、どんなフットプリントでどの位置に建てるのかというのは、結構慎重に考えられたほうがいいなと思ったので、指摘しておきます。今日お認めするのはこの敷地内に建てるということであって、この位置までは限定しないということを確認して、しっかり敷地内での施設計画、長期計画を、きちんとにらんで建ててくださいということを付議してはどうかというふうに感じました。これが、この案に対するコメントです。

もう一つは、一歩先に踏み込んでいうと、取りあえず敷地が空いているので手を挙げて

いますというのをもう少し修正してはと思います。最近大学では、全体のキャンパス計画があって、その中でアカデミックプランと合わせて、ここが適切だということを示して、申請しなければなりません。つまり、キャンパス内のファシリティーマネジメントとか長期計画とセットでないと予算が申請できない形になっているのですが、この手の施設計画も、そういった観点の採点項目が必要、あってもいいんじゃないでしょうかと思いました。これは先々の議論かと思います。

とくにこの後で出てくる事例なんかは、敷地が地方の防災計画に合致しているからここでいいんだということを行っているのですが、この案件は、この敷地であることは適切だと思うのですが、この敷地のどこかというのが、必ずしもこれで適切かどうか分からないと感じたからです。こういう敷地に余裕がある案件は。でも、少しは長期の建て替え計画とかも含めて、だからこの規模のものをここに建ててもいいという計画とセットで採点すべきなんじゃないかなと感じた次第です。

採点方法は今回変えられる話ではないのですが、そういうことを考えてほしいというふうにコメントをつけるべきかなというふうに思いました。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。この点、事務局、いかがですか。

**【国土交通省】** 先ほどの点につきまして、中国地方整備局におきまして、長期的な建て替えの構想を描きつつ、防災棟の配置を検討しているところでございます。

防災棟には、合同庁舎全体の受変電設備を設置する予定であり、その送電効率や、2号館、4号館との行き来などを考慮して設定しているというふうに聞いているところでございますが、いただいた御意見を踏まえまして、今回記載している配置図は、あくまで企画段階で想定している案でございますので、長期的な建替計画を十分考慮して、最適な配置を検討してまいりたいと思っております。

**【部会長】** ありがとうございます。それでは、お願いします。

**【委員】** 御説明どうもありがとうございました。長期計画が、話題になったので、少し一言コメントをさせていただきます。この事業の採点に対しての異論ではありません。

建物を新規で建てる場合、その後のメンテナンスをどうしていくかということが非常に重要で、例えば構造の躯体は、そういったものについては、例えば10年に1回ぐらいは点検して、ひび割れを補修するとか、そういった細かい、継続的に少ない金額で少しずつお金をかけていけば、後々大幅な建て替えが必要なくなるなど、最終的に全体としてラン

ニングコストを下げるということのは可能であるが、今現在の枠組みですと、老朽化が進んで、もうかなりまずいことがあったものを優先的に手当てするという枠組みになっていて、メンテナンスをしっかりとて大事に使うという方向になかなか誘導できないような仕組みになっているような点が、その点懸念しているところです。

なので、新規にこれから建物を建てるということであれば、それをいかに大事に使っていくか。トータルとしてコストを下げるという、そういう政策を、どこかで入れていただけると幸いです。

【部会長】 ありがとうございます、貴重な御意見。事務局は特にいいですか。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 ほかにほかにありませんか。

それは、議事を先に進めさせていただきます。

続きまして、宿毛海上保安署の新規事業採択時評価につきまして、説明をお願いします。

【国土交通省】 参考4の資料を御覧ください。宿毛海上保安署について説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

宿毛海上保安署ですが、高知県の西側に位置する宿毛市にある海上保安署です。平成24年に南海トラフ地震の津波浸水想定が公表されておりました、それによりますと、この一帯周辺が津波につかるというようなことになっています。防災官署でもございまして、海上保安庁を中心に、移転先等について、いろいろ地元の自治体とも調整していたところ、高台に防災官署を移転させる計画があるので、それに合流してほしいというような話がありまして、それに乗ったというような計画でございます。

海上保安署については、巡視艇での業務が基本になり、あまり海から離れるわけにもいかないのです、高台に移転するに当たっては、位置関係についても、考慮されております。この事業に関しては、2キロ弱の位置にありますし、20分程度で駆けつけられるということから、今回、この土地での移転が進んでいるという状況です。

2 ページ目です。

既存の建物は、RC造3階建ての庁舎で、海上保安署だけではなく、気象観測所と、港湾・空港事務所が入っている運輸総合庁舎です。既に築40年が経過しております、老朽が進んでおります。

写真右上見ていただければと思いますが、海に近いというところで、津波浸水と

いう課題が生じています。

下側、新庁舎の概要です。高台に防災官署が移転するような、そういった構想図になっていまして、RC造2階建ての900平米ということで事業化を進めてございます。

3ページ目、海上保安署の業務です。先ほどちょっと触れましたが、基本的には海難救助や犯罪の予防防止、あとは海上における捜査、逮捕というのが海上保安署の主たる業務になっていまして、巡視艇を使って常時警戒をしているような、そういった官署です。

4ページ目からは事業の必要性です。

今回9項目のうち4項目で評点を付しておりまして、冒頭からの説明のとおり防災機能に係る施設の不備ということで、こちらを主要素100点として計上しています。それ以外に、老朽、借用返還、地域連携でそれぞれ従要素を加算しておりまして、合計118点というような点数となっています。

本日資料としては説明しませんが、資料4のほうで、同じような表がついておりますが、そちらのほう、100点を付すべきところが防災機能に係る施設の不備ではなくて、一段段ずれて施設の不備に付されてしまっております。公表に当たっては、点数等全く変わりませんが、段を補正して公表させていただきますので、その点御了承ください。

事業計画の必要性の詳細を説明させていただきます。

5ページ目です。

冒頭説明したとおり、南海トラフ地震の津波浸水想定として公表されていますハザードマップが左下にございます。市街地のほとんどが赤色、5メートル以上の津波が押し寄せるといった状況になっています。当該敷地についても5メートルから10メートルの津波が押し寄せるといったことで、既存庁舎の3階床上までが津波に浸かるような、そういった懸念がありまして、業務継続が困難になっています。

続きまして、老朽の状況です。冒頭説明したとおり、築40年を超えておりまして、クラックからのさび汁ですとか、あとは漏水の跡などが見られているような状況です。

あとは、借用返還ですが、既存庁舎の建っている場所が高知県の土地で、年間60万円ほどの賃料は発生しております。今回移転に当たりまして、これが解消されますので、その点、加算しています。

最後に地域連携です。

市が主導して高台の造成を行っているのですが、市役所と警察署、あとは県の土木事務所、こういった防災官署が次々と移転する計画になっています。市役所については既に設

計が終わっておりまして、今年度から工事に着手する状況と聞いております。最終的にこれらが集約されることによって、災害時の情報共有や災害対応の連携が期待されるというところで、地域連携の加点をしています。

続きまして、事業計画の合理性です。結論から申しますと、代替案が設定できないということで100点を付しております。具体には、賃貸施設については、地方都市ということもあり、海上保安署として必要な性能を満たすような賃貸施設が存在しておりませんので、これによる代替案の設定が困難としております。あと、2ポツ目、3ポツ目ですが、基本的には津波が押し寄せるような場所ですので、現地での改修や建て替えによる代替案が想定できませんので、結論100点としております。

続きまして、事業の効果です。要領上、ここに書かれております項目のうち、①、②、③については最大1.1という係数を書き入れることができるのですが、①の部分、土地の取得・借用に関しては、今現在まだ、取得ができておりませんので1.0というふうな評点としています。土地の購入費を確保していますので、今年度中に取得できる見込みと聞いています。合計で121点というような評点になっております。

続きまして、B2です。こちらも、要領に従って項目を記載させていただいています。

最後、11ページ目です。いずれの評点についても100点以上ということで、新規事業化が妥当であるというような評価案としています。

説明は以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

それでしたら、続きまして、土佐清水海上保安署の新規事業採択時評価につきまして、説明をお願いします。

**【国土交通省】** それでは、続きまして、参考資料5のほうを御覧ください。土佐清水海上保安署の説明をさせていただきます。

事業の課題や取組については、先ほどの宿毛と結構似通っていますので、適宜、説明を省略しながら説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、まずは立地です。先ほどの宿毛と隣接しており、尾根を挟んで反対側にある土佐清水市に立地している海上保安署です。こちらは、築50年近い建物になっていまして、平成24年の南海トラフ地震の津波浸水想定が公表されて以降、津波の被害を受けるということで、別地での建て替え移転を検討し、地元での調整を進め

ていました。

宿毛とほぼ似通ったと説明したのですが、土佐清水市のほうで進めています区画整理事業の一面に適地になり得る場所があったということで、現地のほうで確認をし、港まで20分程度で駆けつけられる場所ということが確認できたことから、今回事業化に至っております。

2ページ目、既存庁舎です。

右上の写真見ていただければと思いますが、海から道路挟んだところに立地しているRC造2階建ての庁舎です。海に近いということの裏返しで、津波の浸水をまともに被るような、そういった立地になっています。下側が新庁舎の概要ですが、規模とすれば、先ほどの宿毛と同様、900平米程度のRC造2階建ての庁舎を想定しています。

海上保安署の業務については、先ほどと同様ですので省略させていただきます。

事業の必要性、4ページ目です。

こちらにも基本的には宿毛と同様の評点を付しておりますが、1点、狭あいの点数を加点しています。それらを足して127点というような評点としています。こちらにも、先ほどの宿毛同様、資料4のほうで、100点の評点を付すべき箇所が段ずれしてしまっていたので、公表の際には修正させていただきます。

5ページ目、事業計画の必要性の詳細です。

宿毛と同様、右下は高知県のホームページで公表されている津波浸水想定です。少し縮尺が先ほどと変わっておりますが、こちらはどちらかというと赤よりも紫色が多くを占めるようなところで、10メートル以上の津波が平地には押し寄せるといった状況になっています。土佐清水海上保安署の敷地についても、10メートルから20メートルの浸水深ということで、既存2階建ての建物が全て津波で浸水してしまうような、そういった状況です。

続きまして、狭あいの状況です。左上の写真を見ていただければと思いますが、こちら、実は畳敷きで船員の待機室になっている場所です。本来であれば、海上での勤務を終えて、こちらで一休みするようなそういった部屋ですが、スペースがないことから、倉庫として使われております。現状、待機室が存在しないというような状況でして、こういった狭あいが随所に見られています。

老朽の状況です。こちらにも50年超えていまして、あちこちに漏水やクラックが見られるような状況です。

借用返還ですが、既存敷地が市からの借地ですので、年間、こちらも60万円程度の借料が生じています。

最後に地域連携ですが、冒頭から触れているように、高台での区画整理事業で、既に市の中学校や保育園が移転済みで、あとは県の合同庁舎も、もう既に整備済みです。また、新庁舎の建設予定地の上側には市の総合公園が整備されておりまして、これ、今造成中なのですが、最終的に出来上がった暁には救援救護の基地となると聞いておりますので、そういう意味では、災害活動の迅速化というものが期待できるというふうに考えています。

続きまして、合理性です。こちら、先ほどの宿毛同様の状況ですので、本事案と同等の性能を確保できる代替案が設定できずに100点というような評点を付しています。

効果についても基本的には一緒です。土地の取得は、今年度中に土地購入費用を確保しておりますので、まだ購入は終わっていませんが、見込みがあるということで1.0というような評点を付していきまして、合計121点になっています。

B2についても、基本的には先ほどの宿毛同様の記載になっています。

最後、12ページ目ですが、いずれの項目も、こちら100点を超過しておりますので、新規事業化が妥当であるというような評価案としています。

説明は以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

特にないということでお伺いします。

それでは、本件議題について、官公庁施設部会及び事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思います。いずれの3件につきましては、新規事業化については妥当であるとの結論でよろしいでしょうか。異論がある場合は、手を挙げるアイコンでお知らせをいただくと幸いです。

(異論があるという手は挙がらなかった)

**【部会長】** ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思えます。

建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私に御一任いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

最近の官庁営繕行政について御報告していただきます。事務局から簡潔にお願いします。

【国土交通省】 資料5に基づきまして、最近の官庁営繕行政について御報告をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。

平成29年1月にいただきました「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申に関する取組状況について報告させていただきます。

左側に答申で示された当面実施すべき施策を並べており、右側に主な取組を整理しております。このうち、赤字のものが昨年度より進捗のあった部分で、「公共建築工事の発注者の役割」解説書の第3版の作成、「営繕積算方式」活用マニュアルの改訂、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」の作成を行っております。

2ページ目でございます。

そのうち、発注者の役割解説書は、平成29年1月の答申を受けて作成したもので、今回作成の第3版におきましては、令和元年に新・担い手3法として品確法、建設業法、入札契約適正化法が改正されたことを受けまして、働き方改革や適正な工期設定の取組などについて追記をしております。都道府県、各省庁などの意見を伺いながら取りまとめております。

3ページ目でございます。

また、災害に強い官公庁施設づくりガイドラインにつきましては、官庁営繕の防災関係の技術基準や事例など、ハード対策とソフト対策をパッケージ化し、中央省庁、それから都道府県、政令市とも連携を図りまして、令和3年7月に官公庁施設関係での共通のガイドラインとして取りまとめをしたものでございます。

次に、4ページ目からは、営繕工事における働き方改革に関する取組についてまとめております。

表の左側に、関係省庁連絡会議で取りまとめられました工期設定等のためのガイドラインにおける取組を記載しており、右側に営繕工事における取組を整理しております。こちらの資料の赤字の部分が今年度からの拡充内容となっております。まず新築工事については、原則として発注者指定方式で週休2日促進工事に取り組むということとともに、施工時期の平準化に向けまして、債務負担行為をより積極的に活用することとしております。

生産性向上の取組については、次ページ以降のスライドで御説明させていただければと思います。5ページは未来投資戦略や成長戦略フォローアップに記載されております取組との関係で整理したものでございまして、そういう関係がございましてということをお覧

いただければと思います。

具体的には、6ページ目で今年度の生産性向上の取組について説明をさせていただきたいと思います。

まず、一番上ですが、B I Mの取組で、こちら、P F I事業におきまして、今までですと設計段階から施工段階までということでしたが、これにさらに維持管理段階までを加えて、一貫したB I Mの活用に向けた試行を実施しております。

それから、真ん中の欄につきましては、原則全ての営繕工事で情報共有システムを活用して、遠隔で情報共有をするというをするとともに、建設現場の遠隔臨場について試行を拡大して、その結果を踏まえつつ要領を作成するというにしております。

一番下の段につきまして、工事・業務関係の書類について署名、押印を廃止して原則手続をオンライン化するというでございます。

7ページ目からは、脱炭素化の実現に資する取組ということで御紹介させていただきます。

御案内のとおり、総理が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするということを表明されたことを受けまして、Z E Bに関する取組を進めていくこととしております。

まず、真ん中に完成イメージ図を紹介させていただいております。先行事例としまして、P F Iで整備する大阪第6地方合同庁舎におきまして、設計段階でZ E B O r i e n t e dを達成しておりまして、現在施工中という段階に入っております。

また、今後の取組といたしまして、新築事業につきまして、原則Z E B O r i e n t e dとすることとしており、技術的知見を蓄積し、先行事例の事例集の作成や基準類の見直しなどを進めていくこととしております。

下の段に、木材利用促進法の改正につきまして記載をさせていただいております。令和3年6月に改正法が成立し、法律の題名も、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」と改められておりまして、対象が公共建築物から建築物一般へと拡大されたところでございます。

次、8ページ目でございます。

こちらは、霞が関地区における施設整備の状況について紹介させていただいております。赤字の破線で囲ったところが都市計画で決められております、官公庁施設を集中配置する一団地の官公庁施設、霞が関団地となっております。この地区内につきましては、平成2

0年6月にいただきました「今後の霞が関地区の整備活用のあり方」の答申を踏まえて整備を進めているところでございます。地図の中に記載しているもの、青い吹き出しがPFI事業、黄色が通常事業で実施しているものとなっております、次の9ページ目に、そのうち新たな国立公文書館及び憲政記念館の建て替え事業について紹介をさせていただいております。憲政記念館の敷地において、両施設を建て替え整備するということとなりますが、本年度は設計段階となっております。

その次のページが内閣府新庁舎でございまして、こちら、PFI事業で現在実施中のものとなっております。

駆け足ですが、以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらどうぞ。では、お願いします。

【委員】 特にZEBの部分とか大変だと思うのですが、さらに上積みが求められているというふうに考えています。今日この後エネルギー基本計画の基本政策分科会あるのですが、2030年までに公共建築の50%に太陽光を設置するというのが既に政府から出ていると思うのです。太陽光への対応とか、ZEB Orientedが誘導水準として出る可能性が高くなってきています。私も座長をしているのですが、とても責められて、私も守旧派と言われて、こんな生ぬるいことでは駄目だと委員の方々から怒られているのです。やはり太陽光を予算化していただいても、この省エネ部分のZEB Orientedにしても、どうしても費用とか設計の割り増しというのはかかるわけで、頑張れではなくて、しっかり予算要求や、そういうものをされる必要があるのではないかというふうに思います。

少し感想的で申し訳ありませんが、省エネ側以外の再エネ側というのはどんなふうに考えられているかというのを少し伺えればと思いました。

以上です。

【国土交通省】 ありがとうございます。特に国の施設に関しましては、政府実行計画に基づいて対策を実施していくということになるところでございまして、現在、実行計画について政府内調整中という状況となっております。今後その内容を踏まえつつ、これからしっかりと取り組んでいくことになると考えております。

先生御指摘のとおり、予算についても必要なものは適切に確保して対応していくことが必要になってくると考えております。計画等の内容に従い適切に取り組んでいきたいと思

います。

【部会長】 よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

【委員】 私も同じところで確認したいことがあります。別の国土交通省の委員会で、わたくしは委員として、脱炭素に向けて住宅に義務化を行う前に公共建築ができるだけやれることをやるべきだと主張しています。そういう目で見ると、もう少し積極的に分かりやすい方針を掲げて、国の方針で公共建築で脱炭素に対応するということが見えるようにして、実際の予算取りをきちんとしてやっていただきたいと思います。

ここに書かれているZEBを標準的に、新築建物の平均でZEBを実現することを2030年までに目指すという話は、以前に別の会議でうかがったこともあります。結局そのときは予算措置が見えないのでという話で、終わった気がしております。今は状況が違うと思いますので、本気を出してほしいという、ただの念押しです。

私自身が、この手の予算措置で思うのは、官庁施設の総合耐震計画基準を、阪神・淡路大震災の後の平成8年につくったときに、官庁営繕の方に、本当に耐震性能1.25倍や1.5倍にするのですかと言ったら、非常に弱腰な回答で、これからコスト増分を予算要求して何とかつけてもらいたい、とおっしゃっていたのですが、今や1.25倍、1.5倍は標準になっているという状況で、これくらいの高い耐震性でなければ建てられないという状況に持っていかけていますよね。国がそういうふうに向かえば、公共建築の予算というのは取れるものだと思いますし、民間の手本となるような形で頑張ってZEBの建設を引っ張ってほしいなというふうに思っております。ぜひ、リーダーとして引っ張っていくような形でお願いできればというコメントを、あえてしておきます。

以上です。

【部会長】 事務局のほうはよろしいでしょうか。

【国土交通省】 ありがとうございます。御指摘を踏まえて適切に対応してまいります。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思いますが、次の議題、非公開での報告となります。報道関係の皆様、誠に申し訳ございませんけど、ウェブ会議からの御退室をお願い申し上げます。

なお、閉会の傍聴を御希望でしたら、一度御退出いただいて、再度入室いただければ、非公開とする報告が終了したタイミングで事務局から参加が許可されますので、よろしく

お願いします。非公開の報告につきましては、報道関係の皆様が全員ウェブ会議から退出しないと報告が始められないため、スムーズな退室に御協力をお願いできれば幸いです。よろしくお願いいたします。

議題3「平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」に関する報告について」の報告

【部会長】 それでは、予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、議事の進行を事務局へお返しいたします。

【司会】 部会長、ありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御熱心な御議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第28回官公庁施設部会及び第12回事業評価小委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —